

文章表現における題材の認識方法

—文脈指示の機能に基づく意見文の分析を通して—

小 林 一 貴

1. 作文指導における課題設定の問題

大内（1994）は、「教科内容」との関わりから作文指導について次のように述べている。

学習者がひとまとまりの作文学習の中で、『何を』学んだかを明確に自覚できるようにしなければならない。そのためには、国語科作文領域における『教科内容』を『作文技術』（＝書き方）というレベルで提示していく必要がある。¹¹

この技術のとらえ方とは、文章の形式的な仕組みや表現上の留意点といったものではない。「その技術が駆使される状況における文脈を損なわない程度で可能な限り分節化」されたものであるとされる。そして、具体的な「作文技術」として、内容に関する部分で問題の発見と自覚に関わる「発想」、そして事実的・的確な報告とそれに基づく一定の主張・意見を論じるという「実証」「論証」の3つが挙げられている。これらの技術が駆使される表現活動の場を作り出す上で、さまざまな題材やジャンルが取り上げられるわけであるが、そうした技術を駆使する表現活動の場を作り出す際に問題となるのが課題の設定である。

渋谷孝（1994）は、「これからの学校教育における表現領域の作文指導においては、（省略）課題作文主流の作文指導に徹しなければならない。そこで緊急に必要なのは、新しい課題の開発と具体的で役に立つ書き方（技術）を確立することである」とする。そして「『書くことの必要』が『書き方』と効果的に結びついてこそ、作文技術はその本質を発揮できる。その効果的な結び付け方の指導が作文指導の目標である」²¹と述べ、「課題の実質の検討が必要」であることを強調している。

しかし、課題のとらえ方、課題設定の方法を論じることは、いかなる書き手を育てるかという問題と切り離すことはできない。例えば、先の「書くことの必要」と書き方を結びつける」という主張に対し、渋谷（1994）との誌上討論において白石（1994）は「きちんと書き方指導を受けてきた生徒の作文が没個性的な作品になる」という教師の発言を取り上げ、「その子にしか書けないことを書かせる」ことを推奨するとともに、書き方と効果的に結びついた「書くことの必要」を問い直す立場から批判的検討を行って

いる³³。すなわち、特定の技術と課題に焦点化した指導が、個々の学習者の表現意図や問題意識を十分に活かせないような表現活動の場を作り出すのではないかという危惧が生じるというのである。同誌の誌上シンポジウムで、渋谷が作文指導における「意欲」「目的」「関心」「動機」「必然性」等のとらえ方に曖昧さがあると言及している³⁴ように、作文技術と課題の設定を一体化して論じる際に、「書くことの必要性」の内実が問われることになるのである。

こうした議論に関連して、大西（1985）は意見文指導の立場から課題条件の設定を取り上げた論考を行っており、学習者の問題意識を喚起する題材文の提示と、書く立場を明確にするためのキーワードの提示によって課題条件を示すという方法を検討している。そこでは、問題の発見や完成された文章において課題条件の設定の有効性は認められるとするものの、一方で次のような問題点の指摘もなされている。

テーマにかかわるキーワードを際立ったかたちで提示すると、意見形成が概念的に行われ、意見の内面化が阻害される恐れが生ずる。題材文は、感動性・問題意識の喚起性の高いものであり、テーマにかかわるキーワードは、題材文の内容と関連づけてその内実が理解され、概念的でなく、表現語彙として活用できるように提示される必要がある。³⁵

問題の発見を意図した課題条件の設定が、題材文によって喚起された書き手自身の問題意識を不明瞭なものにしかねないとし、指導では「題材文の内容と関連づけて」行うことが重要であるとしている。これは、課題条件の設定において学習者の表現活動を予め規定するのではなく、あくまでも題材に対して学習者が持った問題意識をふまえて課題を示していくことの必要性を指摘するものと言えるだろう。

以上、作文指導に関して、技術を前提とした課題の設定における「書くことの必要性」をめぐる議論を見てきた。問題は、技術の駆使を意図した課題の設定によって導き出される「書くことの必要性」のとらえ方が様々であり、課題という指導上の視点が曖昧なまま論じられていることにある。こうした問題に対して、本稿では学習者が書いた作文を見ていくことで、（大西が注意を促していたように）課題の素材となる内容に対して、書き手がどのように問題点を見出ししていくのかを具体的に考察する。それによって、書き手の問題意識に基づいた課題の設定という立場から「書くことの必要性」について再検討し、作文指導の一助とすることが本稿の目的である。

書き手は題材として与えられた文章中の事柄やそれに関わる事項や情報等に関連付けて意見を述べていくと考えられる。そうした意見を述べる過程について作文を具体的に見ていくための方法として、主に「先行文脈での累積した特定情報を引き継ぐ役割」⁶としての指示詞のはたらきに着目する。指示詞のはたらきに基づいて先行する文脈の指示対象とその指し方を分析していくことにより、題材に基づいた様々な事柄をどのように関連づけているのかを見ていくことが可能になると考えるからである。そして、そう

した分析・考察を通して、書き手自身の問題意識を基盤とした文章表現活動を支えるものを事例に即して整理し提示していく。したがって、本稿で作文を分析する意図は、文章の分析による表現法の発見ではなく、学習者の活動の中から指導に関わる観点を見出すことにある。

なお、筆者は題材への認識について拙稿（2001、2002a、2002b）において発話・伝達態度を中心とした作文の分析と考察を行ってきた⁷⁾が、そこでは内容の面で情報の構造に関する議論が行えなかった。本稿では、この部分について「指示」のはたらきという観点から検討を加えるものである。

2. テキストにおける指示詞の機能

指示詞の用法について、庵（1995a、1995b）は、対話状況における「話者の知識」に基づく理論⁸⁾に対し、テキストレベルではさらに説明を行う現象があるとして、対話状況での「ソ系統とア系統」の対立ではなく、テキストに特徴的な「コ系統とソ系統」の対立について論じている。⁹⁾

そこで議論の中心となるのは、指示詞の「この」と「その」である。

林（1983）は、指示の用法として発話の場にある対象を指すものを「現場指示」とし、主に文章などの文脈の中にある対象を指すものを「文脈指示」とした。そして、文脈指示の中で「この本」のように「本」を指し示すものを「指定指示」、「この」の「コ」が指す対象を示すものを「代行指示」としている¹⁰⁾。さらに、こうした指示の用法と形式に基づいて夏目漱石の『夢十夜』の分析が行われている。そこでは、文脈の中で前に出てきたものを指す「先脈指示」の「この」と「その」が多く用いられていることを指摘している¹¹⁾。

本稿では、テキストに頻出する「この」と「その」について、庵の一連の論に基づいた分析と考察を行うことにする。なお、「この」「その」のはたらきについては、テキストのレベルや対話状況での用法を統一的に説明しようとする堤（2002）の論¹²⁾もあるが、本稿ではテキスト内の指示詞について表現上の認識的な側面を論じた庵の論を主として参考にする。以下に、論の概略を示す。

2-1. 「指定指示」

庵（1994）は、意味的なまとまりとしてのテキストを構成する結束装置（cohesive devise）の観点から、「この」「その」の用法とはたらきについて論じている¹³⁾。そこでは、林（1983）の分類に従い、「指定指示とは限定し『この』『その』全体が指示機能を担う場合の指示であり、代行指示とは『こ』『そ』の部分だけが指示機能を担う場合の指示である」と定義している。そして、指定指示の「この」と「その」にはテキストの「トピックとの関連性」と「テキスト的意味の付与」という使い分けがある一方、代行指示についてはさらに名詞の語彙的特徴も反映するとしている。

まず、「指定指示」では、「この」「その」は話し手や書き手が「テキスト内で先行詞を

どのように捉えているか」を表示するマーカーであるとし、次のような例を挙げている。
(*は不適切であることを示す。また、 ϕ は要素がないことを示す。)

- (1) 自分が苦しいときは相手も苦しいものだ。この辺からプロでも二転三転することは良くある。が、羽生 [はぶ] が勝つと誰もが思っていた。時代がこの (ϕ /*その/ ϕ) 21歳の天才を呼んでいるようにも映った。(鈴木輝彦「観戦記」日経新聞夕刊1992.10.26)

(庵 1994 : 34 より。下線は原文)

この例では、下線部の「この」は「羽生」を指すだけであるとし、したがってテキストの意味の付与はなされず、トピックの一貫性が保たれる上で用いられているとしている。一方で、指定指示の「その」が使えて「この」が使えない例としては次のようなものを挙げている。

- (2) 三木知事は一九八一年、三木武夫元首相派の現職知事を破って初当選した。三木知事を全面的にバックアップしたのは、当時、元首相と敵対関係にあった後藤田氏だった。(a) その (ϕ /*この/* ϕ) 後藤田氏が、今回は知事の続投阻止に回った。(「AERA」1993.5.25)

(庵 1994 : 34-35 より。下線、記号は原文)

ここでは、「その後藤田氏」は「後藤田氏」という固有名詞を指すだけではなく、「三木知事を全面的にバックアップしたのは、当時、元首相と敵対関係にあった後藤田氏」というテキストに固有の意味を指しており、それゆえに「今回は知事の続投阻止に回った」ということが意外な情報としてとらえられるとしている。

「この」は指示対象を同定する、すなわち同じ情報に言及していることを示す場合に用いられる、すなわちテキストの「トピックとの関与性」を保障する機能を持つとする。それに対し、「その」はテキスト内で与えられた特定の属性を示す上で用いられ、「名詞句が語彙の意味の他に各テキスト毎に臨時に持つ意味」すなわち「テキストの意味の付与」という機能を有するとしている¹⁴⁾。庵 (2002) では、「トピックとの関連性」は「属性の付与」として外延的であるとし、「テキストの意味の付与」は「属性の運び役」として内包的であるとも説明されている¹⁵⁾。

次の例は、「この」と「その」のはたらきの違いを比較するためのものである。

- (3) 第二次大戦以降、四回にわたって戦争を重ねたアラブ世界とイスラエルの間の敵の根底に横たわるのは、言うまでもなくパレスチナ問題である。その解決なくして、相互の敵の解消もありえない。その (ϕ /*この) パレスチナ問題、つまりイスラエル占領地域におけるパレスチナ人の暫定自治、さらには国家樹立と

いう難題が、6月の総選挙の結果誕生したラビン労働党政権の新占領地政策により、双方の対話の進展へ向けて大きく動き出したのだ。(朝日新聞朝刊1992.7.23)

(庵1995a:88より。下線は原文)

この例では、「その」も「この」も共に用いることが可能であり、もし「その」を使うと「第二次大戦以降、四回にわたって戦争を重ねたアラブ世界とイスラエルの間の敵の根底に横たわるのは、言うまでもなくパレスチナ問題」というとらえ方になり、「テキストの意味」が付与され、「この」が用いられると、「『この文章で問題としている』パレスチナ問題」というとらえ方になり、「トピックとの関連性」が強くなると説明している。

2-2. 「代行指示」

庵(1995c)では、「指定指示」の用法に対して「代行指示」では「名詞の語彙的特徴(項構造)が構造に反映」するとしている¹⁶⁾。

まず、問題になる現象として、代行指示の「その」の用法が挙げられる。

(4) 先日、先生が学会の会場でその著書に目を通しておられた。

(5) 先日、先生が学会の会場でその本に目を通しておられた。

(庵1995c:86より。下線も原文)

(4)と(5)の文は、「著書」と「本」の部分が異なっているだけである。しかし、「その」のはたらきには違いがある。庵(1995c)ではこの例文について、(4)の文では「そ」が先行する「先生」を指すことが理解でき、「その」は省略可能である。一方、(5)では「そ」が何を指すのが不明で、「本」は何か定まらない本を指すとする。これらの考察を通して、林(1983)における代行指示の「その」の後に位置する名詞は、相対関係を示す語句が来るという傾向があるという指摘をふまえつつ、(4)の「著書」のような名詞は「誰の」「何の」を必須項として取るために、「その」が省略可能であるとする。したがって、名詞句の必須項を有する構造自体が意味的なつながりを保障しているために、代行指示の「その」は、名詞句が必須項を有することを示すはたらきをしていると論じている¹⁷⁾。

しかし、以上のような議論は代行指示の「その」すべてを説明するものではなく、解釈レベルの問題を含んだ場合には、先の「指定指示」における「テキストの意味の付与」というのはたらきも伴う。また、代行指示の「この」は、(5)の例にあてはめて考えてみた場合には単一文では使用不可である一方、先行する指示対象を同定するというはたらきを有するため、先行詞が文である場合には使えるということも説明されている¹⁸⁾。

以上、「指定指示」における「テキストの意味の付与」と「トピックとの関連性」という基本的なはたらきを見てきた。「代行指示」では、指定指示の基本的なはたらきと共

に、「その」に結びつく必須項を構造として持つ名詞句と「この」が多くの場合に文を指すという特徴が示されていた。これらの点をふまえつつ、次に作文における指示詞のはたらきについて見ていくことにする。

3. 作文における文脈指示

2.において取り上げた「この」「その」の機能をふまえ、ここでは実際の作文を分析することにより、指示詞の用いられ方と表現活動の特性を考察していくことにする。

作文は高校1年生によって書かれたものである。作文を書くにあたっては、書き手が問題を見出す手がかりとなる文章（以下、「題材文」とする）を読んでもらった。その題材文を以下に示す。

選択的夫婦別姓、4割が容認・内閣府世論調査

結婚後も希望すれば夫婦が別々の姓を名乗ることができる「選択的夫婦別姓制度」の導入を4割の人が容認し、反対の3割を上回った。内閣府が4日に発表した世論調査で明らかになった。5年前の前回調査では容認3割で反対4割だった。結果について内閣府は「国民の意識が変わった」と分析。法務省は「この数字を踏まえて（法改正を）検討する」としており、夫婦別姓導入に向けた民法改正の動きが政府・与党内で本格化しそうだ。

夫婦別姓について「夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗れるように法改正しても構わない」と答えた人は前回調査に比べ9.6ポイント増の42.1%。「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきで法改正の必要はない」は9.9ポイント減の29.9%。「結婚前の姓を通称として使えるように法改正するのは構わない」は0.5ポイント増の23%だった。ただ4割の容認派に「法改正後に夫婦別姓を希望するか」を尋ねると、「希望しない」が50.3%だったのに対し「希望する」は18.2%にとどまった。

(NIKKEI NET 日付：2001/08/05)

この文章は、前半の段落では、「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する世論調査の結果を5年前の数字と比較し、内閣府と法務省のコメントを紹介している。また、後半の段落では、調査の質問と回答の数値を具体的に提示している。

これに対して、400字を目安に高校1年生171人に意見文を書いてもらった。書くにあたっては、特に意見の方向付けをしたり、書き方等の指導は行っていない。書き手は、この文章に示された選択的夫婦別姓制度の導入に関する世論調査の結果や分析、そして各自の意見をその論拠となるような事柄などを取り上げながら書いていくものと考えられる。そうした事柄が作文の中ではどのように取り上げられ、そして文章の展開にかかわっているのかを指示詞に関する分析を通して考察していくことにする。

3-1. 作文における指示詞の様相

2.において取り上げた指示詞のはたらきによる作文の分析を行う前に、書かれた作文のおおまかな特徴について述べる。

取り上げる事例の中では、171人の高校生が書いた作文の中で、白紙や一文しか書かれていないもの、また記述が短く途中で終わっているものが10例あり、これらは指示対象をとらえることが困難であると判断し、分析の対象から除いた。したがって、残り161を分析・考察の対象とする。また、「この」と「その」が全く用いられていない作文は43例見られた。これらの作文は、形態的には指示詞が用いられてはいないが、2-1.の「代用指示」の機能で論じられていたように、語彙的な特徴から「その」がなくても先行詞とのつながりを認めることができる場合もある。しかし、今回はこうした例については考察の対象外とした。

また、「この」の「現場指示」用法の出現回数は40であった（これは後の表1に示した「この」の代用指示よりも多い）。多くの場合、書き出しや最初の段落の中に見られる。例として、次のような作文の書き出しの部分を挙げる。

(6) 私はこの「選択的夫婦別姓」の事については別にいいと思う。自分が育って今までに使ってきた名字が結婚する事により変わってしまうのよりは、今まで使ってきた名字が使えるほうがいい。(以下省略)

(7) 選択的夫婦別姓制度の導入を約半分の人々が容認している。この世論調査を見ると、前回より、容認している人が増加していることがわかるが、容認はするが希望しない人が五割もいたことから、制度を導入してもその結果からは、どちらにしろあまり変わらないことが予想される。(以下省略)

(下線は論者)

(6)では、「この」を取り除いた場合は「選択的夫婦別姓」についての一般的な話題についての記述として理解できるが、「この」がある場合には、指す対象はテキストの先行する文脈に存在せず、意見文を書くために読んだ題材文にある当該箇所を指しているものとして理解できる。また、(7)では、最初の一文が資料の調査結果の内容に言及しているが、そのことはテキストでは明示されていない。したがって「この」が指す特定の「世論調査」が何であるのかはテキストの文脈には明示されず、「この」を含む第2文の内容も、題材文にある世論調査を指している。

こうした「現場指示」用法の「この」は、作文の文脈に存在しない対象を指すことから、ひとまとまりの作文の表現としては何を指しているのか定まらない部分を残した文章となる。しかし、表現過程という観点からすれば、題材文をふまえて書き手が自分の意見を述べるという活動の一部を成すものであると考えられる。

3-2. 指定指示と代行指示

作文における指定指示と代行指示の分布は次の表の通りである。

この表1でも、指定指示では「この」が多く用いられ、代行指示では「その」が際立って多く用いられている¹⁹⁾。

表1

	指定指示	代行指示	合計
この	55	21	76
その	37	100	137
合計	92	121	213

指定指示で「この」が多いことは、「トピックの関連性」として先行詞を同定するはたらきが多く見られ、一方で「その」の「テキスト的意味の付与」としてのはたらきは、「この」の用法よりもやや少ない。また、「代行指示」では「その」の用例が多い。

指定指示ならびに代行指示で「この」「その」に結びつく語（「この本」の「本」）について整理したものが表2である。

表2（括弧内の数字は出現回数）

	指定指示	代行指示
「この」	1 制度 (16) 2 こと (5) 3 法 (5) 4 世論調査 (4) 5 意見 (3)	1 こと (5) 2 例 (2) 3 場合 (1) 3 意見 (1) 3 理由 (1)
「その」	1 子供 (13) 2 人 (6) 3 制度 (3) 3 姓 (3) 5 問題 (2)	1 時 (8) 2 人 (7) 3 理由 (6) 4 こと (5) 5 点 (4) 6 方 (2)

※表1で見たように、代行指示の「この」は数が少なく結びつく語の種類も数も少ない。出現回数が一回の語もいくつかあるが、その中で表2にははたらきの上で特徴的なものを挙げた。

表2では、指定指示の「この」と「その」では、結びつく語の種類にも違いが見られ、これは先行詞の性質も異なってくるものと考えられる。こうした違いについて、2. で見た「この」と「その」はたらき、すなわち先行文脈の対象を指す際の認識方法をふまえて

ながら考察する。

3-2-1. 指定指示

まず、それぞれの指示詞が何をどのように指しているのかを見ていくために、表2に挙げた「制度」という語に着目して「この」と「その」のはたらきの違いを見てみる。

(8) この記事を読んで国民が選択的夫婦別姓制度を、認めつつあるということがわかる。私は、この制度が導入される事は、よいと考える。その理由は、たいていの場合結婚すると女性の姓を変えるので働いている女性などは多くの人に姓を変えたことを伝えなくてはならなくなり、同時に姓を変えたことによって生まれる混乱もあるので、私は選択的夫婦別姓制度の導入を認める流れはよいと思う。

(9) 「選択的夫婦別姓について」

結婚後も希望すれば夫婦が別々の姓を名乗れることができる「選択的夫婦別姓制度」だが、私的には必要がないと思う。なぜならば、結婚後、名字が違っていたりしたら本当に結婚したと言えるのだろうか。たまに結婚前の姓を名乗ってもいいと思うが、もしそれが結婚後もずっと違う姓を名乗っていたら大変なことになるだろう。たとえば子供が生まれた時にどっちの親の名字から名前をつければ良いのだろう。それに子供だって親の名字が違ったら不思議に思うだろう。

この制度は必要^{なさ}ないと私は思う。今では4割が容認していることが分かる。別々の姓を名乗りたいと思う人の方が多いと思う。しかし、反対の人達だって多くいることがわかる。でも、夫婦別姓導入に向けた民法改正の動きが政府・与党内で本格化しそうだ。たとえ、導入されたとしても私は反対である。

(10) 選択的夫婦別姓制度が導入し、結婚後も希望すれば夫婦が別々の姓を名乗ることができるようになるのは、いいことだと思う。その制度があっても、変えたくなければ変えなくていいし、変えたければ変えてもいい。また一つ自由になった。夫婦別姓について、「夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗れるように法改正しても構わない」とこたえた人が前回よりも9.6ポイントも増えている。これは、国民の意識が変わったからだ。(省略)

(8) では、前の文の「選択的夫婦別姓制度」を指している。この文で「この」は「その」にも置き換えが可能であると考えられるが、その場合は「(記事の内容をふまえて)国民が認めつつある選択的夫婦別姓制度」という、テキスト内における意味を持つというニュアンスが生じる。(9) では、「この」を「その」に置き換えるとやや不適切になる。それは、最初の段落で夫婦別姓制度は必要ないとして、その理由を具体的に挙げた

次の段落で同様のことを述べるとともに資料の内容に話を切り替えているため、テキスト内での意味に限定するのではなく、トピックとして「選択的夫婦別姓制度」を同定することが求められるからと考えられる。これらのように、指定指示の「この」では、テキスト内で特定された意味ではなく、指示対象の一般的な意味を指していることがわかる。「この」の「トピックとの関連性」のはたらきについては、作文では対象を一般的な事柄として一度とらえ、その上で議論を始めていくという機能が認められる。

それに対して、(10) では「その」は「この」に置き換えることが難しいと考えられる。ここでは、「結婚後も希望すれば夫婦が別々の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度」というテキスト内で固有の意味を指している。このテキストの意味は、作文内での先行文脈にある対象であるが、それは同時に資料の内容をふまえた記述でもあり、資料の記述内容を特定化して意見を述べるという特徴が見出せる。同時に、テキスト内の特定の意味をふまえて議論を具体化していくという機能も認められる。

次に、「その」に結びつく語として「子供」を含む例を見てみたい。

- (11) 選択的夫婦別姓について私は、夫婦は同じ名字を名乗った方が良いと思う。なぜなら、結婚しているのに、名字が別々だと、さびしい気がするからだ。それに実感も、わからないと思う。

法改正後に夫婦別姓を希望するかと尋ねた時に、希望しないほうが明らかに多いのは、おかしいのではないか。誰もが皆と違うこと、変わったことをしたいと思っているだけなのではないだろうか。もし、自分の意思で夫婦別々の名字を名乗りたいと思うならそれは別だと思う。それに、その夫婦にも子供が出来たとしたら、夫と婦のどちらの名字を名乗ればよいのだろうか。それは、家族が一つでなくばらばらのように私には見えてしまう。その子供だって将来、いやな思いをするかもしれない。だから私は、夫婦は同じ名字を名乗るべきだと思う。

「その夫婦」では、「自分の意思で別々の名字を名乗りたいと思う夫婦」というテキスト内での意味に言及しており、続いて「その子供」も「自分の意思で別々の名字を名乗りたいと思う夫婦にできた子供」を指すことで、同様にテキスト的意味の付与というはたらきをしている。これは、(8) の例で見たように、テキスト内での具体化されている意味を踏まえて、更に特定の具体的な議論の進行が連続して行われているものである。

表2では、「この」に結びつく語がいずれも題材文の内容に関わるものであり、その指示対象も題材文に関連するものが多い。実際に作文を見てみると、題材文の記述にある内容を一度同定し、それをふまえた上で自らの考えを開始させ展開させるところに用いられていることが分かる。それに対して、「その」に結びつく語は、作文の書き手が自身の考えを述べる上で新たに上げたり、議論を限定した箇所を指す言葉であると考えられる。すなわち、「この」の「トピックの関連性」は、作文において意見を述べる上

で、情報を一度同定することによって、それに属する事柄を示していくというのはたらきをし、「その」の「テキスト的意味の付与」は、自らの考えを述べる上で、根拠となるような情報を特定しながら具体化していくというはたらきとしてとらえることができるものと考えられる。

3-2-2. 代行指示

表2を見ると、指定指示の「この」に結びつく語は資料の事柄に関連したものが多かったが、「この」の代行指示の用例は少なく、結びつく語句も必ずしも資料の内容に関連したものではない。これは、2-2.の「代行指示」のところでも言及したように、代行指示の「この」は「文」を指すというはたらきに関係があるものと考えられる。

(12) 私は結婚後に夫婦が別々の姓を名乗ることはあまりいいことではないと思う。

確かに、別々の姓を名乗るというのは、お互いの姓つまり名誉を守れるし、男女どちらかが無理をして姓を失わなくてすむし、姓についての両親とのトラブルもなくなると思う。しかし、同じ姓にしないと産れてきた子供がかわいそうだと思う。父と母のどちらかと姓が違うのだ。そしてこのことで、夫婦間でトラブルが生じたりして大変なことになってしまうこともあると思う。何よりも同じ姓にすればそれだけ二人の愛が深まると思うし、離婚もすぐはしないと思う。

だから、夫婦どちらかが我慢し、いつまでも愛しあっている夫婦になってほしいと私は思う。

(13) (省略) 例えば、別々の姓で名乗っていると。もし子供が生まれてきて名前を付ける時、どちらの姓で名乗るのか。この時、私なら夫の姓で付けると思う。その子はあまり好ましくないと思う。なぜなら、二人の親から生まれてきたというのに、片方の人の姓としか一緒ではないからだ。きっとその子供の心のどこかに「悲しい」という言葉が生まれているのかもしれない。

この例えの話のように子供を悲しい思いにさせるのは嫌だ。やはり、夫婦そして家族なのだから同じ姓であった方が良いのだと思う。自分の名前というのは宝物くらい大切なものだ。だから私は自分の名前に自信を持ちたいです。

(12) では、先行する文の内容の全体を指すことにより、より大きなまとめとして考えを述べている。(13) では更に前の段落全体を指し、同様に意見を述べることにつなげている。

「この」に対して、「その」に結びつく語句の特徴として、2.で触れたように相対関係をあらわす、さらには必要項を持つという特徴があることに触れた。例として以下のようなもの挙げることができる。

(14) 「夫婦別姓制度について」

私が「選択的夫婦別姓制度」について考えたことは、このことについての国民の意識によるものではないかと考えたのである。

現在、日本の姓は、夫婦とも同じ姓であることのほうが主流ではあるが、未来の日本では、それが逆になり、別姓の夫婦のほうが多くなることもありうると考えられる。

その理由として、生まれた時から、持っている自分の姓を一生使^{ツツ}って行きたいと思っている人もいるだろう。しかし、結婚と同時に自分の姓を変えてしまっ^{ツツ}てはよほどの理由がないかぎり、自分が死んでいくまで使^{ツツ}っていかなければならなくなる。

やはり、自分が今^{ツツ}まで使^{ツツ}ってきた姓を使^{ツツ}ったほうが慣れているということもあるので、気を使^{ツツ}わずにすむという理由もあるだろう。事実、4割の人が容認しているところにもそれが表れていると考えられる。しかも、五年前の世論調査では、反対側のほうが上回っていた。やはり時代の流れにそって、国民の意識が変わってきているのは、数字に表れて出ているのである。

(15) 私は「選択的夫婦別姓制度」に反対である。何故なら、結婚すればどちらかの姓が変わるというのは、日本人が昔から親しんできた制度だからだ。結婚というのは人生の大きな節目だと思う。そのけじめとして姓が変わって、新しい生活の心構えができる。

更に、夫婦の間に子供ができたなら、どちらか一方の姓を名乗らなければならない。その時、家族であるにも関わらず別姓になってしまうのは「家族」という感じがしないと思うのだ。

(14) では、「その」で前の文で述べた考えを指し、それによって「理由」にあたると考えられる内容を後に述べている。また(15)では、「その」が「人生の大きな節目」を指し、その節目を「けじめ」としてとらえ直すことによって、後の記述を行っている。これらの例では「その」を省略しても前後のつながりを理解することができ、それも代行指示の「その」に結びついた語句が必要項を持つという語彙的な特徴によるものと考えられる。しかし、こうした例は必ずしも多くない。ただし、代行指示の「その」は、それが省略可能であるとしても、テキスト内の具体的意味を指すという基本的なはたらきは認められると考えておきたい²⁰⁾。

4. 問題の発見とテキストの展開

これまでのところでは、指示詞のはたらきに即して作文の事例を分析・検討してきた。

ここでは、作文における「この」と「その」の用法とはたらきの考察をふまえて、指示対象の認識方法という観点から書き手が何らかの問題点を見出して意見を述べる過程について考えていくことにしたい。

既に指摘したように、「トピックとの関連性」というのはたらきは、指定指示の「この」に多く見られ、表2からそれは題材文の内容に関連した用例が多いことが分かる。また、(8)(9)で検討したように、「この」の「トピックとの関連性」は、指示対象の「属性付与」というのはたらきとしてとらえ直せるものであり、「この」の指示対象として題材文の内容を取り上げ、それに関連する記述を始める(例えば、(8)では「選択的夫婦別姓制度」について、「職場での問題」の事柄を書き進めていく)作用が認められる。また、現場指示の「この」も3-1.で示したように多用されていたが、その指示対象も多くの場合に題材文の内容を指し、それに関連する記述を始める基点としてはたらくものと考えられる。

それに対して、「テキスト的意味の付与」というのはたらきは、まず指定指示の「その」に多く見られ、表2から題材文の内容を受けた事柄に関連する特定化された記述を指すという特徴が見られた。(10)で検討したように、「テキスト的意味の付与」は指示対象の「属性の運び役」というのはたらきとしてみなされ、題材文の内容に属する事柄を具体的に特定し、さらにそれを具体化して記述を進めていくという作用が認められた。これは、解釈レベルの問題を加味した場合、「代行指示」における「その」においても認められるはたらきである。

このように見てくると、作文では、題材文の特定の内容をトピックとして指定し、それに属する情報や問題などを取り上げると同時に、題材文のトピックに属する情報や問題などを具体化していくというはたらきが見出され、それは意見を述べるという活動を支える認識のあり方の一部と考えられる。また、全体的な傾向として分析することはできなかったが、「トピックとの関連性」が作文のはじめに多く現れ、それに対して「テキスト的意味の付与」がトピックに関連する情報や問題を具体化し、さらに、文や段落を指示する「この」((12)(13)のように)が作文の後半に現れるという特徴も本稿の事例の検討から認められた点である。このことから、上に述べたような作文に認められるはたらきが、テキストの展開にも関わっているとも考えられる。

5. まとめと今後の課題

本稿では、指示詞の一般的なはたらきを手がかりとして、題材の文章に基づいた意見文の表現の発生を支える認識の特徴を考察した。そこでは、題材からトピックを指定し、情報や問題を取り上げると共に、その情報や問題を具体化するという作用が認められ、同時にテキストにおいて先行する文脈の要素をどのようにとらえるかが、後に続く内容の展開の仕方にも関わっていることを部分的に確認した。こうした特徴は、題材文に対して夫婦別姓の問題点を見つけ、その理由を考えることによって書き手自らの考え

を述べるというように、表現技術を含んだ作文指導のレベルでとらえ直すことも可能になると考えられる。これは、1. において取り上げた「書くことの必要性」と「書き方」を結びつける指導にもつながるものだろう。

しかし、ここで問題としなければならないのは、本稿で取り上げたような指示詞のはたらきとテキストの展開を、作文指導のレベルで論じる際のとらえかたである。

意見を述べる際に、個々の書き手は自分の考えを述べる方向性を発見していくことが求められる。ただ、この方向性を伴う発見の過程というものを、「書くことの必要性」と「書き方」という観点から指導の中に組み込んでしまうと、基本的に学習者個人の知識に焦点化された学習活動になってしまうことも考えられ、「書くことの必要性」が新たな問題の発見や認識の形成を伴わないまま、個人の問題意識の循環にとどまってしまう可能性が生じる。意見を述べる上で、自分の立場の位置を見出し考えの方向性を決めていく、そうした「書くことの必要性」を持つためには、題材文の内容やトピック関する多くの情報、そして様々な立場における考えなどをふまえることが必要であり、これは学習者個人によって容易にたどることができるものではない。ここに知識と題材をめぐる相互作用の過程である授業というものの重要性が位置づくのであり、本稿で取り上げた作文における指示詞のはたらきの特徴というものも、授業における書き手の成立という過程においてとらえ直す必要がある。

作文の分析については不十分な点も多く、特に指示詞の機能と指示対象との関連については、稿を改めて量的な面から作文活動の特徴を検討してみたいと考えている。また、テキストの展開という観点から、指示詞のはたらきと出現箇所との関わりも考察しておかねばならない点である。さらに、作文指導に関しても、本稿で批判的に検討した課題の提示が個人レベルの問題の発見にどの程度まで有効なのかについて、授業の相互作用における場合と比較しながら検討していきたい。

注

- 1) 大内善 (1994) 『思考を鍛える作文授業作り』明治図書 p. 24
- 2) 渋谷孝 (1994) 『「作文技術」で作文指導の転換を図る』『教育科学国語教育』No. 485 明治図書, pp. 5-14
- 3) 白石寿文 (1994) 『「作文技術」のよる指導の「転換」は、どの程度有効なのか』『教育科学国語教育』No. 485 明治図書, pp. 23-26
- 4) 渋谷孝 (1994) 『記述の仕方と記述のための意欲づけ—立場の置き方』『教育科学国語教育』No. 485 明治図書, pp. 39-43
- 5) 大西道雄 (1985) 『意見文指導の改善』『福岡教育大学紀要』35-1, pp. 69-97
- 6) 天野みどり (1993) 『文脈照応『その』の名詞句解釈に果たす役割』『小松英雄博士退官記念日本語学論集』三省堂 pp. 764-753
- 7) 拙稿 (2001) 『意見の形成における情報の固有性と共有性』全国大学国語教育学会『国語科教育』第50集, pp. 34-41
拙稿 (2002a) 『表現学習における判断の表出とテキスト形成—要約文と意見文の分析を通した「作成活動の追跡」の考察—』人文科教育学会『人文科教育研究』第29号, pp. 49-60
拙稿 (2002b) 『日本語学習者の作文における判断の表現特性』韓国日本文化学会『日本文化学報』第

- 13 集, pp.47-64
- 8) 以下の論を取り上げている。
金水・田窪 (1990) 「談話管理理論からみた日本語の指示詞」日本認知科学学会『認知科学の発展 特集メンタルスペース』講談社サイエンティフィック, pp.85-116
- 9) 庵功雄 (1995a) 「テキストの意味の付与について—文脈指示における『この』と『その』の使い分けを中心に—」大阪大学文学部日本学科『日本学報』14, pp.79-94
庵功雄 (1995b) 「コノとソノ」宮島達夫・仁田義雄 編『日本語類義表現の文法 (下)』くろしお出版, pp.619-631
- 10) 林四郎 (1983) 「代名詞が指すもの、その指し方」『朝倉日本語講座 5 運用』朝倉書店, pp.2-3
- 11) 同上書, p.18
- 12) 堤良一 (2002) 「文脈指示における指示詞の使い分けについて」日本語学会『言語研究』第122号, pp.45-78
- 13) 庵功雄 (1994) 「結束性の観点から見た文脈指示」大阪大学文学部日本学科『日本学報』13, pp.31-43
- 14) 庵 (1995a) pp.83-87
- 15) 庵功雄 (2002) 「『この』と『その』の文脈指示的用法再考」一橋大学『一橋大学留学生センター紀要』pp.5-16
- 16) 庵功雄 (1995c) 「語彙の意味に基づく結束性について—名詞の項構造との関連から—」大阪大学文学部日本学科現代日本語講座『現代日本語研究』第2号, pp.85-102
- 17) 同上, p.86-90
- 18) 同上, p.97-99
- 19) 庵 (2002) の毎日新聞1999年の調査では、指定指示では「この」が中心的に用いられており、代行指示では「その」が主に用いられていることが指摘されている。
庵功雄 (2002) p.10
- 20) 庵 (1995c) p.97-99 ここでは、「その」に省略可能な場合があるものの、それは「テキストの意味の付与」のはたらくに解釈レベルにおける問題が関わっているという説明を行っている。

(こばやし かずたか 岐阜大学教育学部)